

有田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 30 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第27号

有田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

有田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和 7 年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

様式第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。